

# 宮城県建築基準条例第 13 条に係る一括取扱い基準

仙台市建築審査会

## 第 1 趣旨

建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく承認に際し、一定の基準を満たすものに対して、あらかじめ建築審査会の意見を聴いたものとして、承認の手続きの迅速化、簡素化を図るため、一括取扱い基準を定める。

## 第 2 審査会の意見

この一括取扱い基準に適合しているものは、あらかじめ建築審査会の意見を聴いたものとし、承認することができる。

## 第 3 一括取扱い基準

次に掲げる基準を満たすものについては、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく承認は、一括取扱いとする。

- (1) 仙台市市有通路管理要綱（平成 9 年 3 月 31 日市長決裁）第 2 条第 1 項に規定する市有通路、仙台市法定外公共物管理要領（平成 14 年 11 年 月 21 日市長決裁）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する法定外公共物（農道と水路敷で構成される場合を含み、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 3 号に該当する場合を除く。）、港湾管理道路又は土地改良法により築造された道その他これらに類する幅員 4 m 以上の道で、一般通行の用に供されたものに次項で規定する長さ以上接する敷地であること
- (2) 法第 42 条に規定する道路の拡幅のための空地で、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づく許可を受けた者が行う都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により道路状の整備が予定されているものに、次項で規定する長さ以上接する敷地で、都市計画法第 37 条の規定に基づく制限解除を受けたもの
- (3) 水路、川 その他これらに類する空地又は水面（以下「河川等」という。）に、幅員が次項で規定する長さ以上の橋等を設けることにより、法第 42 条に規定する道路に接続される敷地で、河川等の占用等について管理者等との協議が終了しているもの
- (4) 敷地と法第 42 条に規定する道路との間にある空地で、道路整備のために国又は地方公共団体がその所有権を取得したものに次項で規定する長さ以上接する敷地で、当該空地の使用について管理者等との協議が終了しているもの
- (5) 許可を要しない開発行為（公益的開発行為）によって道路と敷地の間を道路状に整備した空地に、次項で規定する長さ以上接する敷地

2 前項の規定による長さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号で定める長さとする。

- (1) 条例第6条に規定する指定建築物（同条第2号又は第4号から第8号までに規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内であるものに限る。）、階数が三以上である建築物又は法第43条第3項第3号に規定する建築物で、都市計画区域又は準都市計画区域内にあるものの敷地が路地状部分である前項第1号の道、同項第2号、第4号若しくは第5号の空地又は同項第3号の河川等によってのみ道路に接する場合（第3号の場合を除く。） その路地状部分の長さの10分の1（建築物の延べ面積の合計が200平方メートルを超えるときは、7分の1）又は4メートルのいずれか短い長さ
- (2) 都市計画区域又は準都市計画区域内にある条例第6条に規定する指定建築物（前号の指定建築物を除く。）の敷地（次号の場合を除く。） 4メートル
- (3) 都市計画区域又は準都市計画区域内にある延べ面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物の敷地 6メートル

#### 第4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この一括取扱い基準により承認したときは、速やかに建築審査会に、その内容を報告しなければならない。

##### 附 則

（施行期日）

この基準は、平成13年7月26日から施行する。

##### 附 則

（施行期日）

この基準は、平成22年2月3日から施行する。

##### 附 則

（施行期日）

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

##### 附 則

（施行期日）

この基準は、令和5年10月6日から施行する。